

議会議案第 3 号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に
関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 2 4 年 3 月 2 3 日提出

提出者

奈良市議会議員 山 口 誠

賛成者

奈良市議会議員 山 中 益 敏

同 土 田 敏 朗

同 天 野 秀 治

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）

2 平成24年4月から平成25年3月までの間、議員報酬及び期末手当の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市の厳しい財政状況の中で、財政健全化の取り組みをさらに推進するため、平成23年4月から実施している議会の議員の報酬月額10%減額を平成25年3月まで延長するとともに、平成24年4月から平成25年3月まで、議会の議員の期末手当の額を10%削減しようとするものである。

(参考)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について（抄）

附 則

（議員報酬の額の特例措置）

- 2 平成23年4月から平成24年3月までに支給する議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。